

## 滋賀県社会福祉審議会の概要について

1. 設置の根拠法令 社会福祉法  
滋賀県社会福祉審議会条例
2. 委 員 議会の議員、社会福祉事業に従事する者および学識経験のある者のうちから知事が任命（法第8条）
3. 定 数 委員数30人以内（条例第3条）  
（現委員数25人）
4. 任 期 3年（条例第4条）  
（現委員は令和2年7月11日から令和5年7月10日）
5. 設置の趣旨 社会福祉に関する事項を調査審議し、知事の諮問に答え、意見を具申する。（法第7条）  
また、次の個別事項については専門分科会等を設置（法第11条）
- ①民生委員の適否の審査に関する事項の調査審議
  - ②身体障害者の福祉に関する事項の調査審議
    - ・身体障害者の障害の程度の審査等に関する事項
  - ③児童福祉に関する事項を審議
    - ・出版物、玩具等の推薦、勧告、制限等に関する事項
    - ・里親の認定に関する事項
    - ・審議会の意見聴取が必要とされる児童措置に関する事項
    - ・児童虐待の検証に関する事項
    - ・保育所の設置認可に関する事項
  - ④本県における社会福祉の総合的、長期的な施策の方向性についての調査審議
  - ⑤ユニバーサルデザイン行動推進についての調査審議

## 6. 組 織

